

春日部駅付近連続立体交差事業 測量説明会

埼玉県
春日部市
東武鉄道株式会社

事業の流れ

都市計画説明会

平成30年6月

都市計画決定

平成31年3月

測量説明会

令和元年6月

事業認可

用地測量

土地評価・物件調査

用地の取得

工事着手

説明の概要

1. 春日部駅付近連続立体交差事業の概要

2. 測量について

3. 土地をお譲りいただく場合の進め方

4. 今後の事業の進め方

春日部駅付近連続立体交差事業の概要

1. 春日部駅付近連続立体交差事業の概要

2. 測量について

3. 土地をお譲りいただく場合の進め方

4. 今後の事業の進め方

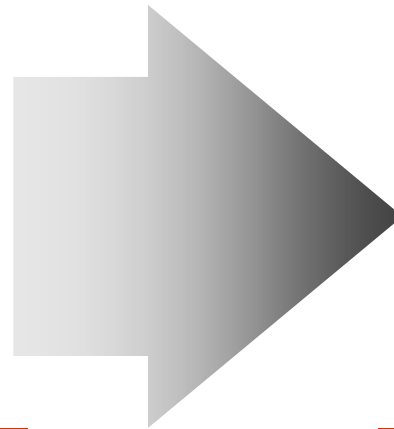
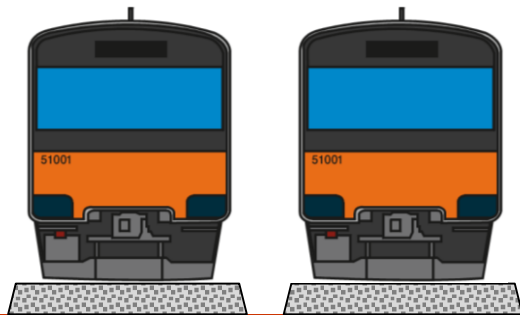
春日部駅付近連続立体交差事業の概要



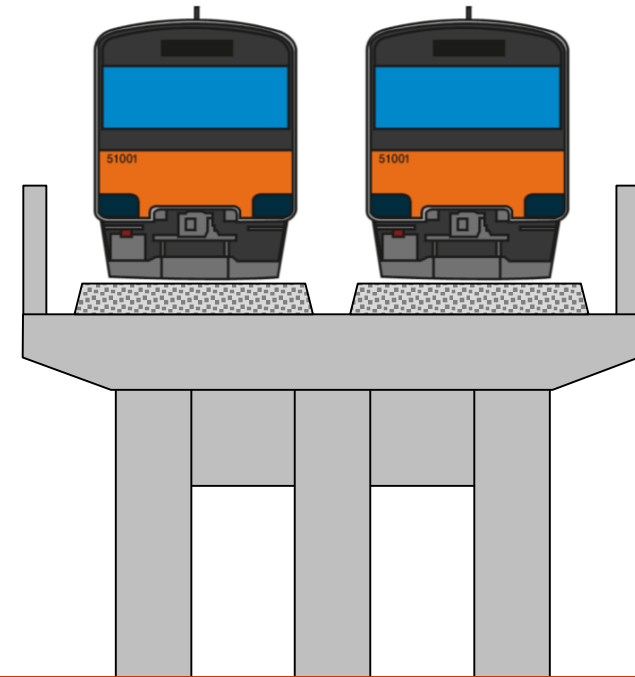
春日部駅付近連続立体交差事業の概要

一般部 概略図

地平方式

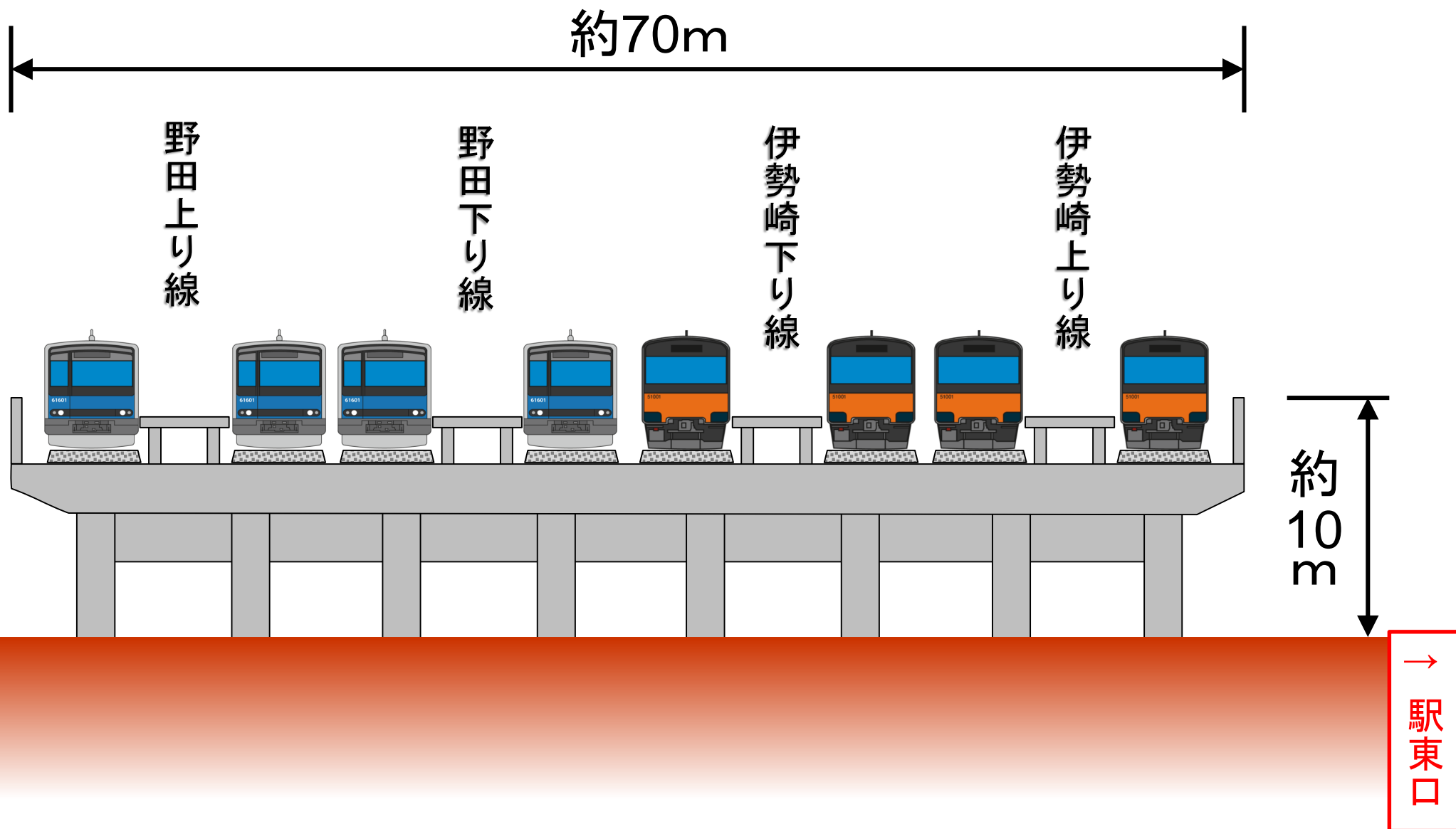


高架方式



春日部駅付近連続立体交差事業の概要

春日部駅部 概略図



鉄道高架の施工方法

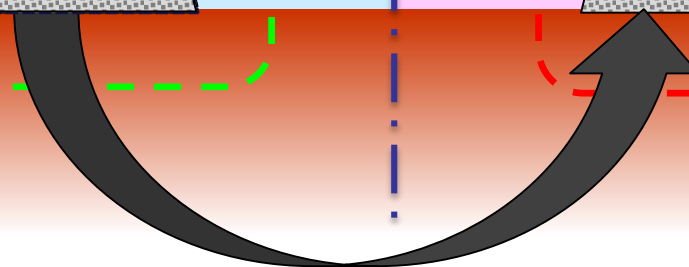
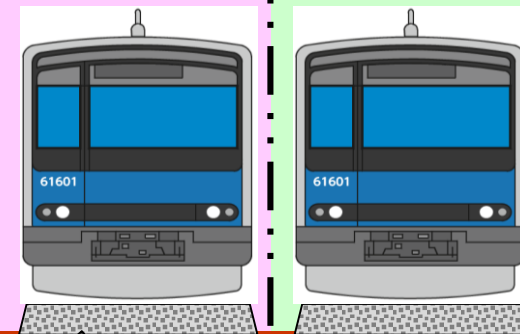
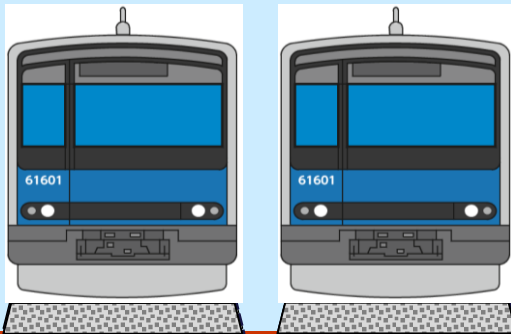
②現在の線路を撤去

①仮線路へ移設

鉄道敷地

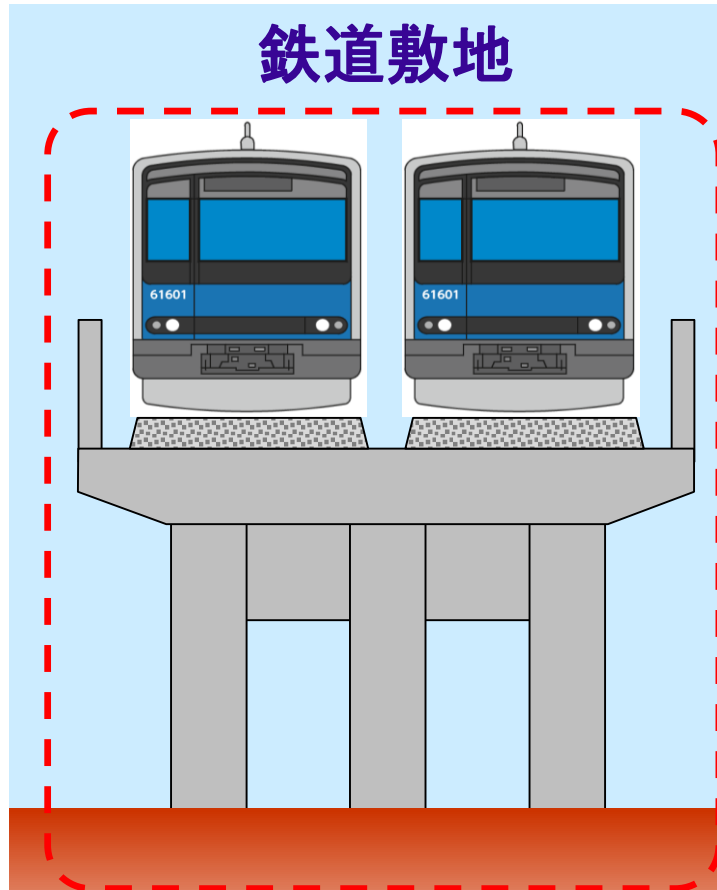
皆様からお譲り
いただいた土地

皆様からお貸し
いただいた土地



鉄道高架の施工方法

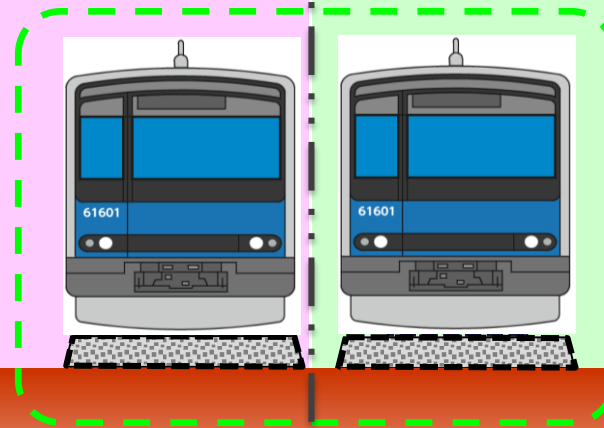
③ 構造物を築造し移設



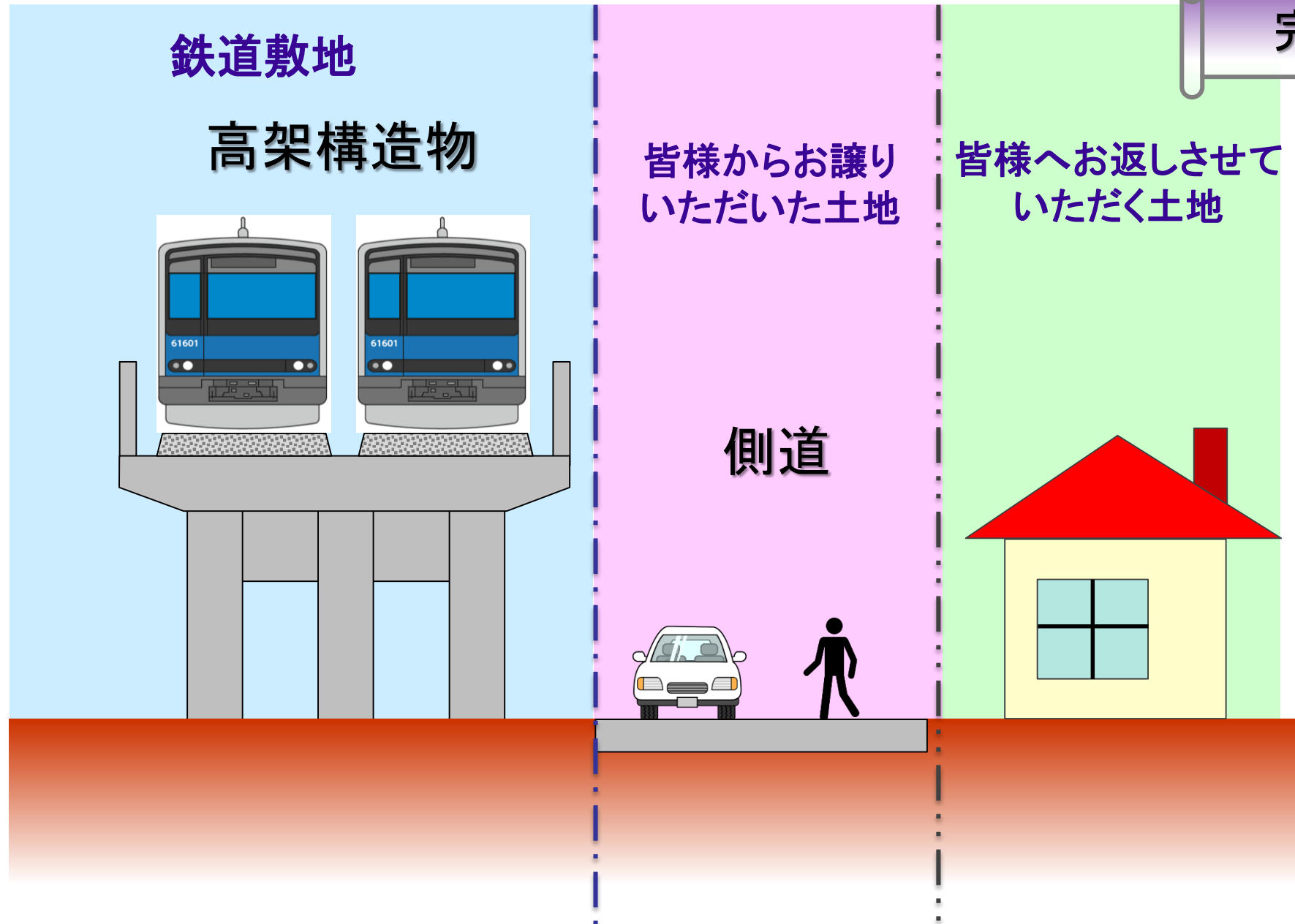
④ 仮線路を撤去

皆様からお譲り
いただいた土地

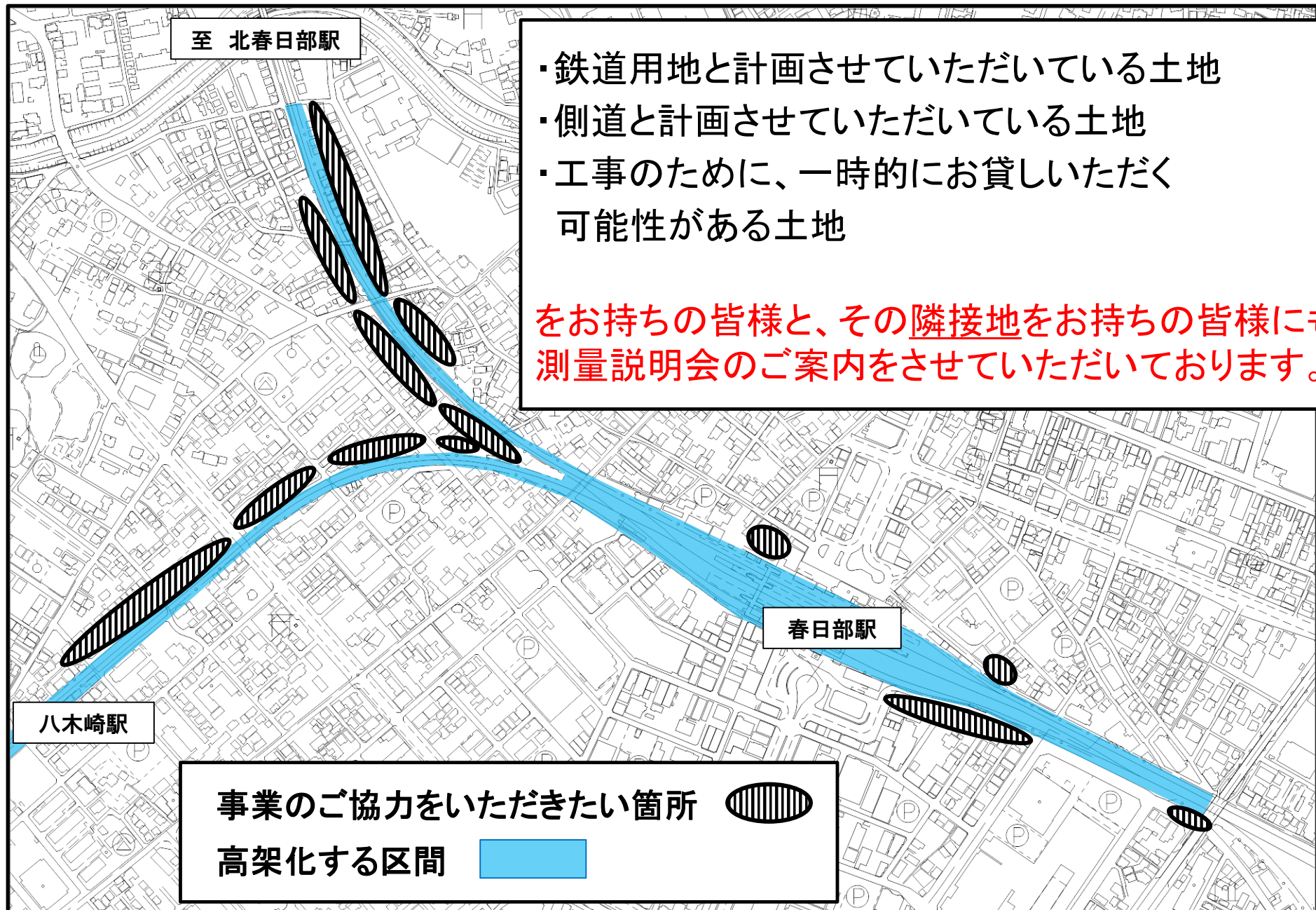
皆様からお貸し
いただいた土地



鉄道高架の施工方法



事業のご協力をいただきたい箇所



測量について

1. 春日部駅付近連続立体交差事業の概要

2. 測量について

3. 土地をお譲りいただく場合の進め方

4. 今後の事業の進め方

実施する測量について

現況測量

- 現地で建物などの位置を確認するための測量

用地測量

- 土地の面積を決めるための測量

現況測量について

現況測量の実施範囲

着色している区域とその隣接されている方を対象としております。



現況測量とは

- **事業の区域とその周辺の建物、樹木、塀及び道路などの位置や形状等を確認するものです。**

用地測量について



用地測量の実施範囲

市有地の境界確定のため、一部の方に立会のご協力をいただきたいと考えております。

皆様の土地への立ち入り通知文

(案)

越 整 第 号
令和 元年 〇月〇〇日

関 係 各 位

埼玉県越谷県土整備事務所長
(公印省略)

春日部駅付近連続立体交差事業に伴う測量について (通知)

埼玉県の建設事業の推進につきまして、日ごろ格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび春日部駅付近連続立体交差事業に伴い、現地の状況を把握するため、測量業務を実施することとなりました。

つきましては、測量のため、皆さまの土地へ立ち入らせて頂くこともございますが、御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、測量に関してご不明な点等ございましたら、下記の計画機関又は作業機関までご連絡をお願いします。

記

1 測量期間 令和元年 〇月〇〇日～ 令和2年2月14日

2 測量区域 春日部駅付近連続立体交差事業地内
(裏面案内図参照)

3 計画機関 埼玉県越谷県土整備事務所 鉄道高架担当
担当者 藤崎、関澤、小林
電話 048-964-5221

4 作業機関 株式会社アタル開発
担当者 近田、佐藤
電話 048-761-5051

* 立ち入りする作業員は計画機関の発行する身分証明書を携帯しています。*

・測量期間

・測量を担当する機関の連絡先

作業員が携帯する身分証明書

身分証明書の見本

越整第	号	身分証明書			
受注者	住所	〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地〇〇			
	会社名	株式会社〇〇〇〇			
	氏名	〇〇 〇〇			
上記のものは、春日部駅付近連続立体交差事業に関連する測量業務等を行う者であることを証明する。					
有効期間	令和	年	月	日	から
	令和	年	月	日	まで
発行日	令和	年	月	日	
発行者	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号				
	埼玉県越谷県土整備事務所長				印

・測量会社名

・作業員氏名

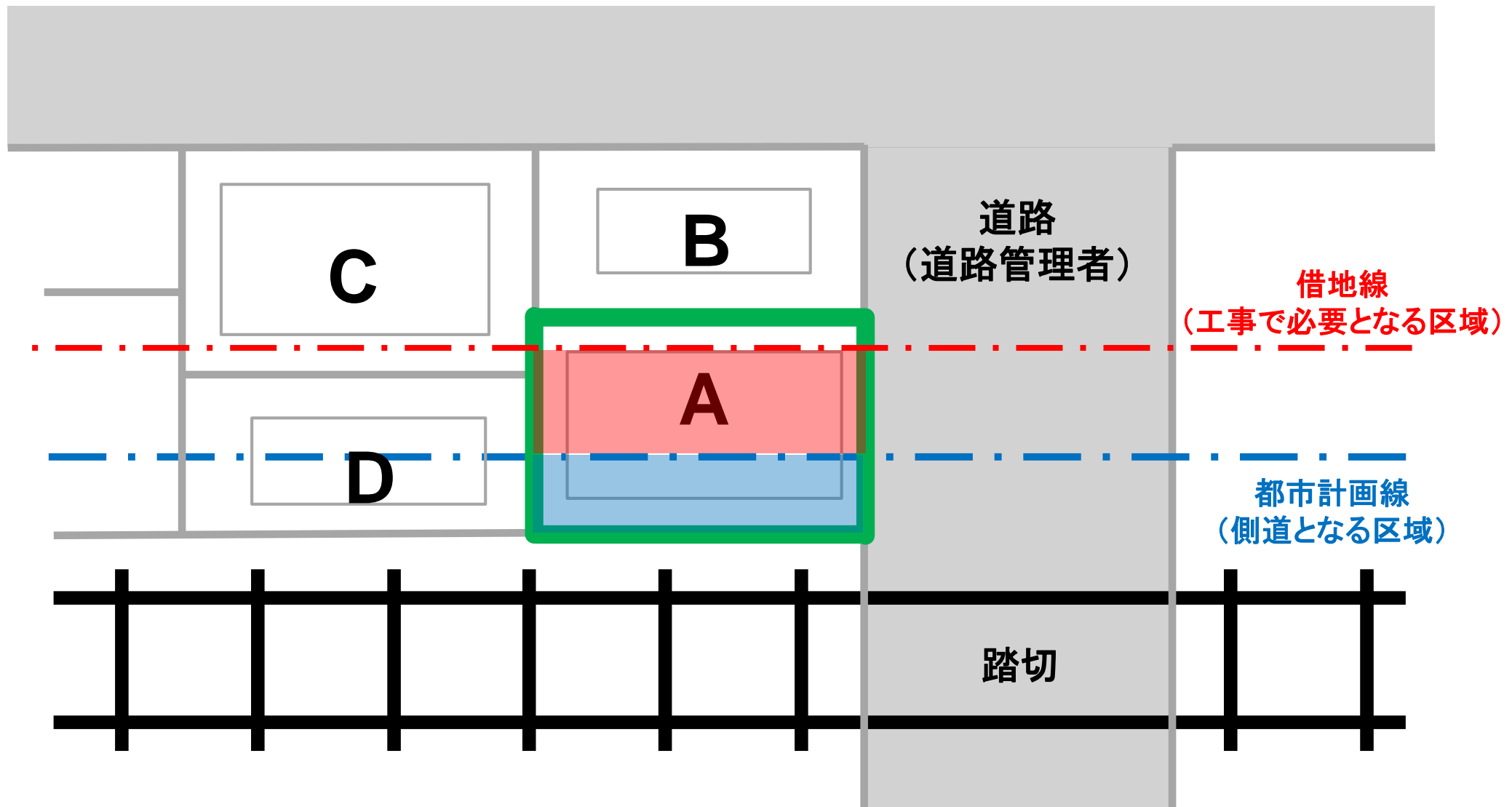
測量の作業員はこちらの身分証明書を必ず携帯しております。

用地測量とは

- 用地測量とは、事業に必要となる土地について、
 - ・周辺土地との境界
 - ・土地全体の面積
 - ・皆様からお譲りいただきたい土地
 - ・皆様からお貸しいただきたい土地の面積を確定するものです。

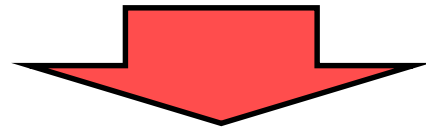
※今回の説明会にお声掛けさせていただいた方全員とは限りません。

用地測量とは

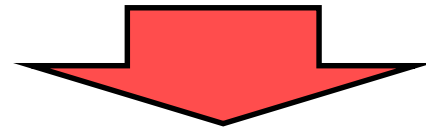


用地測量の流れ

1. 境界を確認するための事前調査



2. 境界を確認するための現地立会



3. 土地面積の確定

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための事前調査

- 土地の境界を確認するために必要な、
公図や土地登記簿等を登記所などから
資料を収集します。
- 皆さまの敷地の中で、既存の境界を示す
杭やプレート等を確認させていただきます。

用地測量の流れ

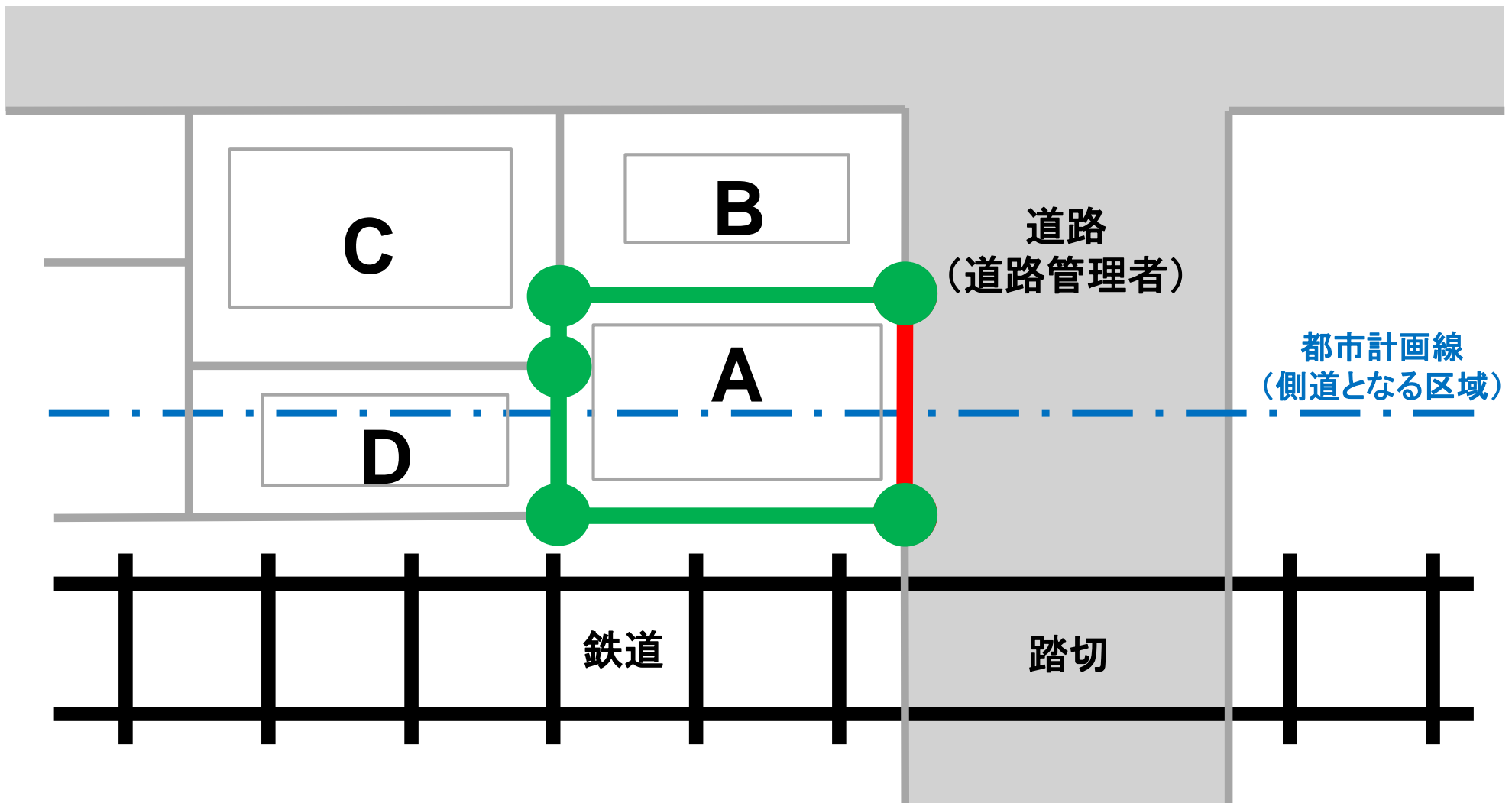
2. 境界を確認するための現地立会

- 現在ある道路などの公共用地と、私有地との境界を確認します。
- 私有地と私有地との境界を確認します。

※ 皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、現地で境界を確認していただく必要がございますので、立会のご協力をお願いいたします

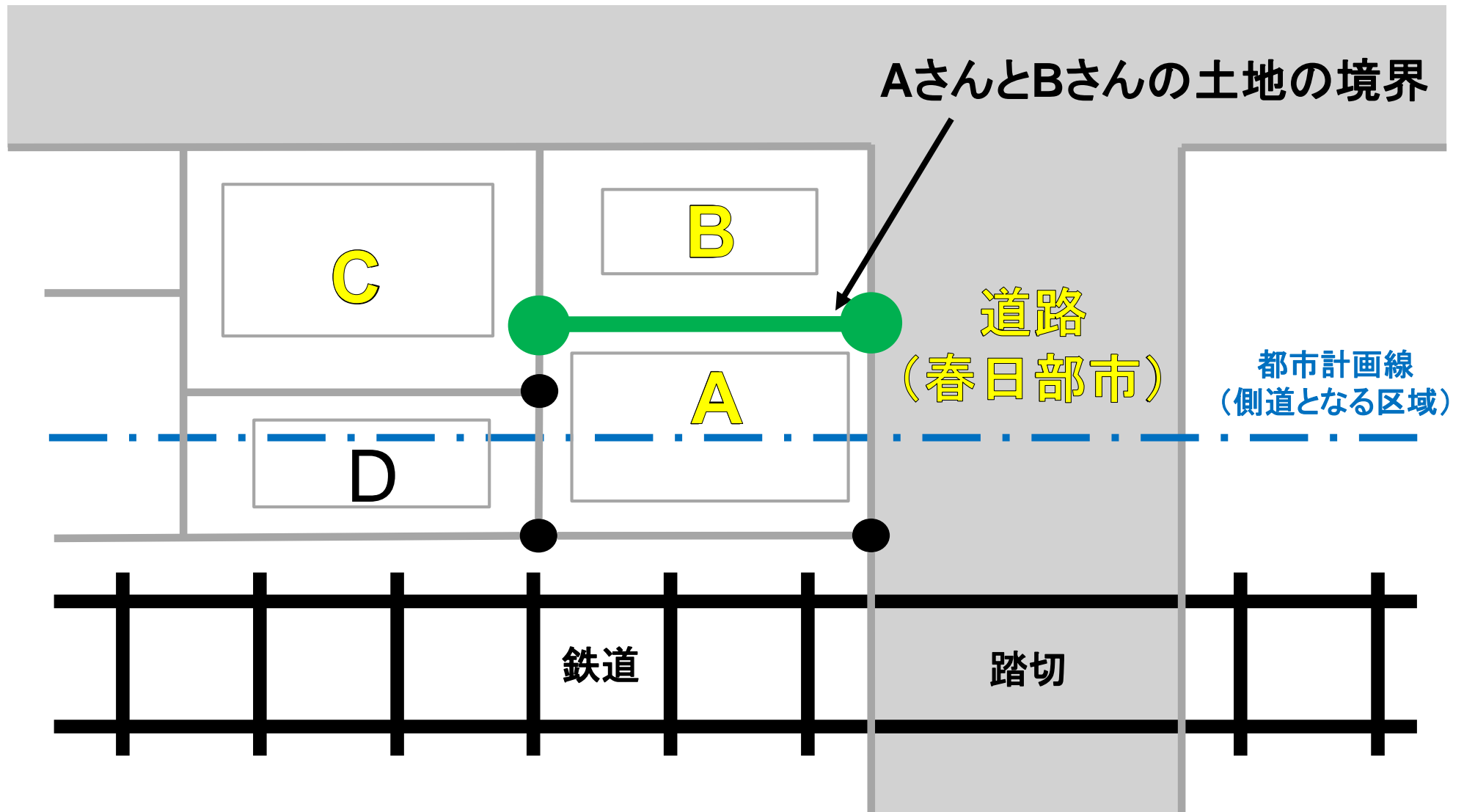
(現地立会について、Aさんの場合)

- ・図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- ・図の緑色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。



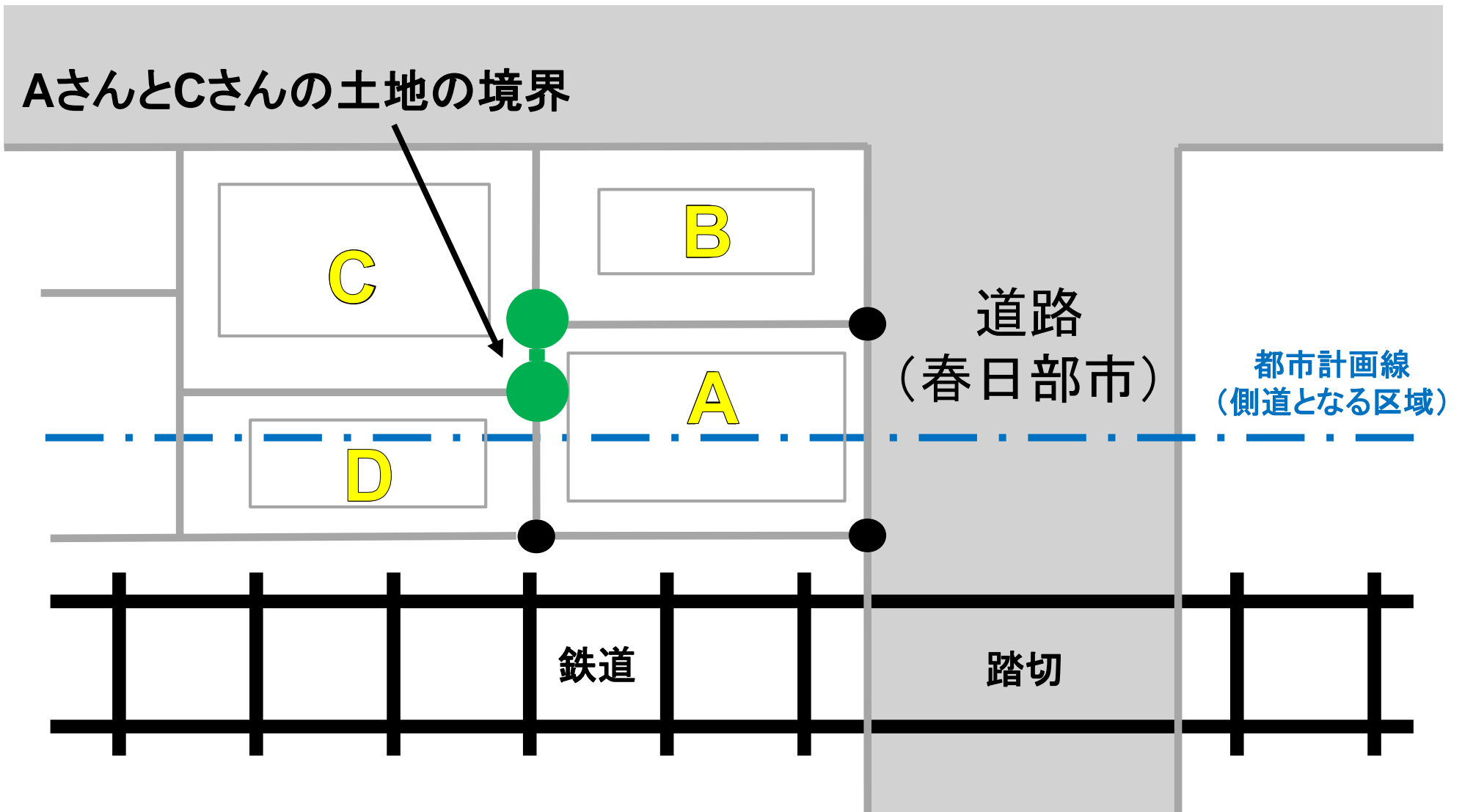
(現地立会について、Aさんの場合)

AさんとBさんの間の境界を確認する場合には、
Aさん、Bさん、Cさん及び道路管理者との立会が必要となります。



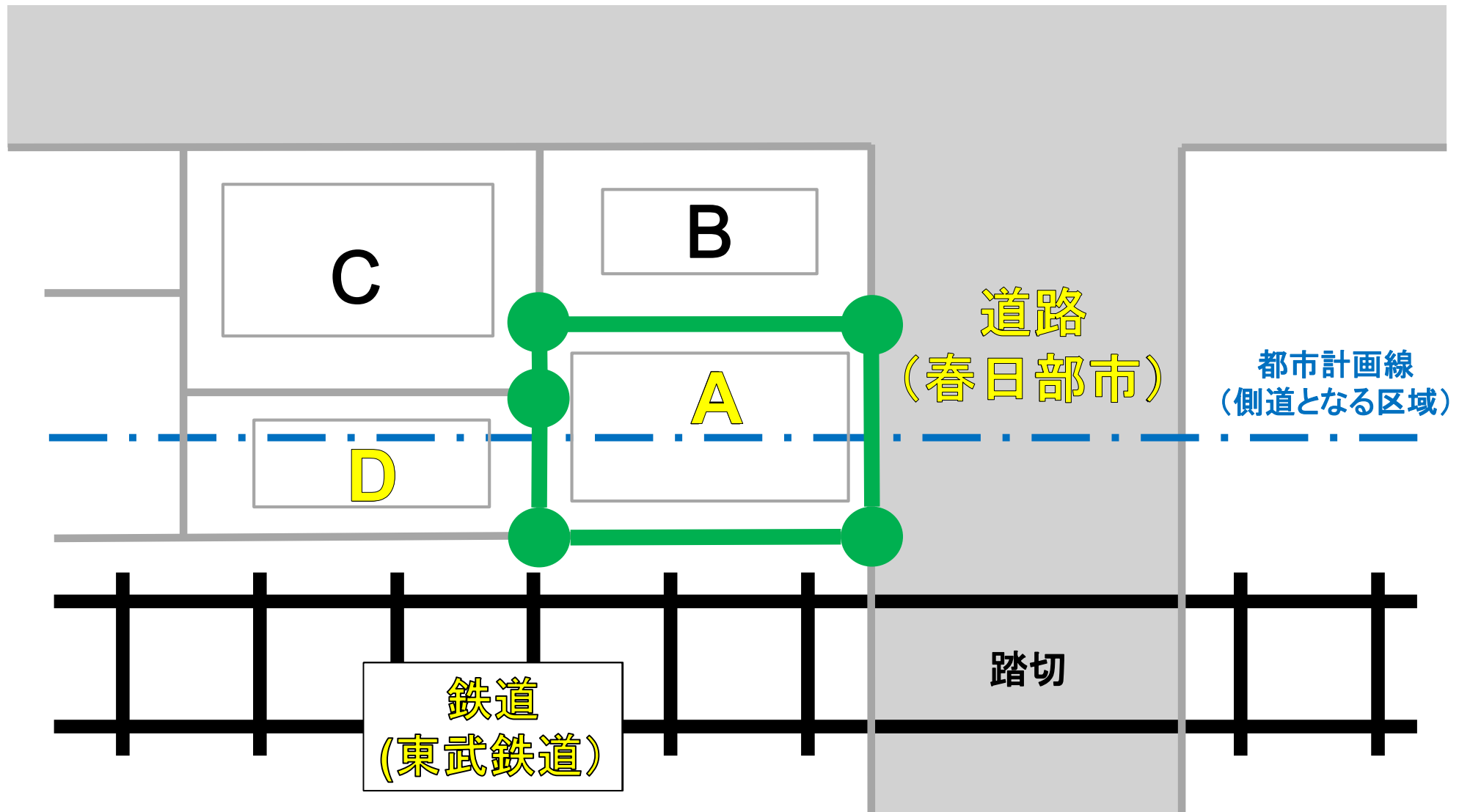
(現地立会について、Aさんの場合)

AさんとCさんの間の境界を確認する場合には、
Aさん、Bさん、Cさん、Dさんとの立会が必要となります。



(現地立会について、Aさんの場合)

全ての境界点について、立会が必要であるため都市計画線の区域に入らない方も立会のご協力をお願いいたします。



境界確認の立会いについて

- 現地で立会いをお願いする際には、**事前に**文書でご案内させていただきます。

※記載の日時でご都合が悪い場合には、文書に記載のある連絡先にご連絡いただければ、別途調整させていただきます。

(案)

越 整 第 〇〇〇 号
令和 元年 〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

埼玉県越谷県土整備事務所長
(公 印 省 略)

春日部駅付近連続立体交差事業
用地測量に伴う土地境界確認の立会いについて (依頼)

埼玉県の県土整備行政の推進につきまして、日ごろ格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このたび春日部駅付近連続立体交差事業に伴う測量につきましては、皆様の御協力をいただきまして、境界杭の調査を終えることができました。
つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり現地にて、土地境界確認の立会いをいただきたくお願い申し上げます。

なお、当日、代理の方に立会いを委任される場合は、同封の委任状に記入押印をして、代理人の方に持参していただくようお願いいたします。また、御都合がつかない場合には、お手数ですが、あらかじめ下記の測量会社まで連絡をいただければ幸いです。

記

1 立会日時	令和元年 月 日 午前・午後 時 分
2 土地の所在	春日部市〇〇〇〇番地
3 立会場所	別添案内図参照
4 持参していただくもの	① この依頼書 ② 印鑑 (境界についてご確認いただいた時の認めのため) ③ 境界についての参考書類 (なければ結構です) ④ 代理の方が立会を行う場合は、委任状と代理の方の認め印【別紙-1】 ⑤ 立会報償金関係書類【別紙-2】
5 測量会社	株式会社〇〇〇〇 現場責任者〇〇・〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
6 発注機関	埼玉県越谷県土整備事務所 鉄道高架担当 〇〇・〇〇

・注意事項

・立会いをお願いする日時、場所

・当日ご持参いただくもの

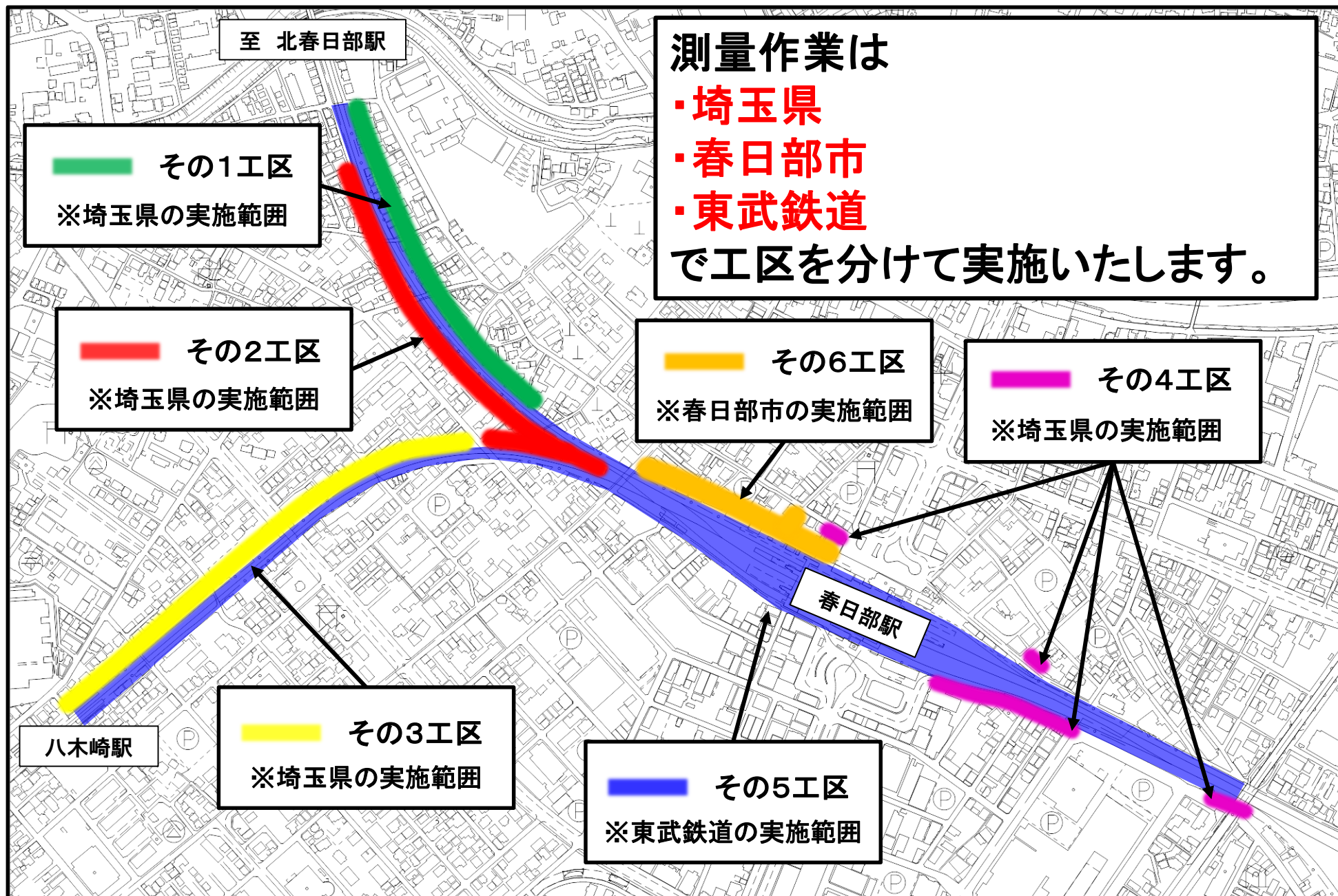
・連絡先

用地測量の流れ

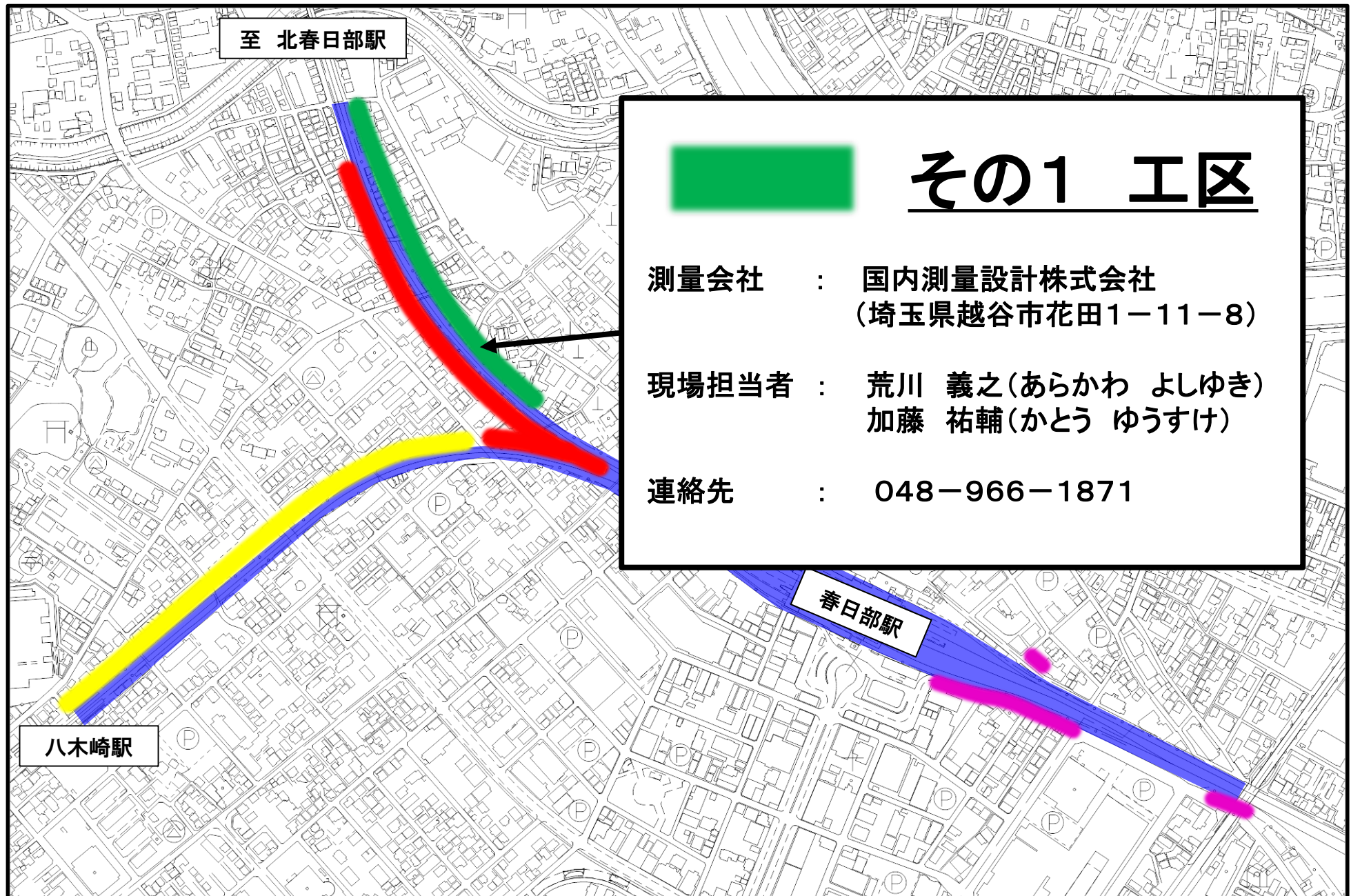
3. 土地面積の確定

- 皆様からお譲りいただきたい土地、またはお貸しいただきたい土地の面積を、確定した境界に合わせて測定します。
- 現地の状況や必要に応じて、境界を示す杭やプレートの設置をさせていただきます。

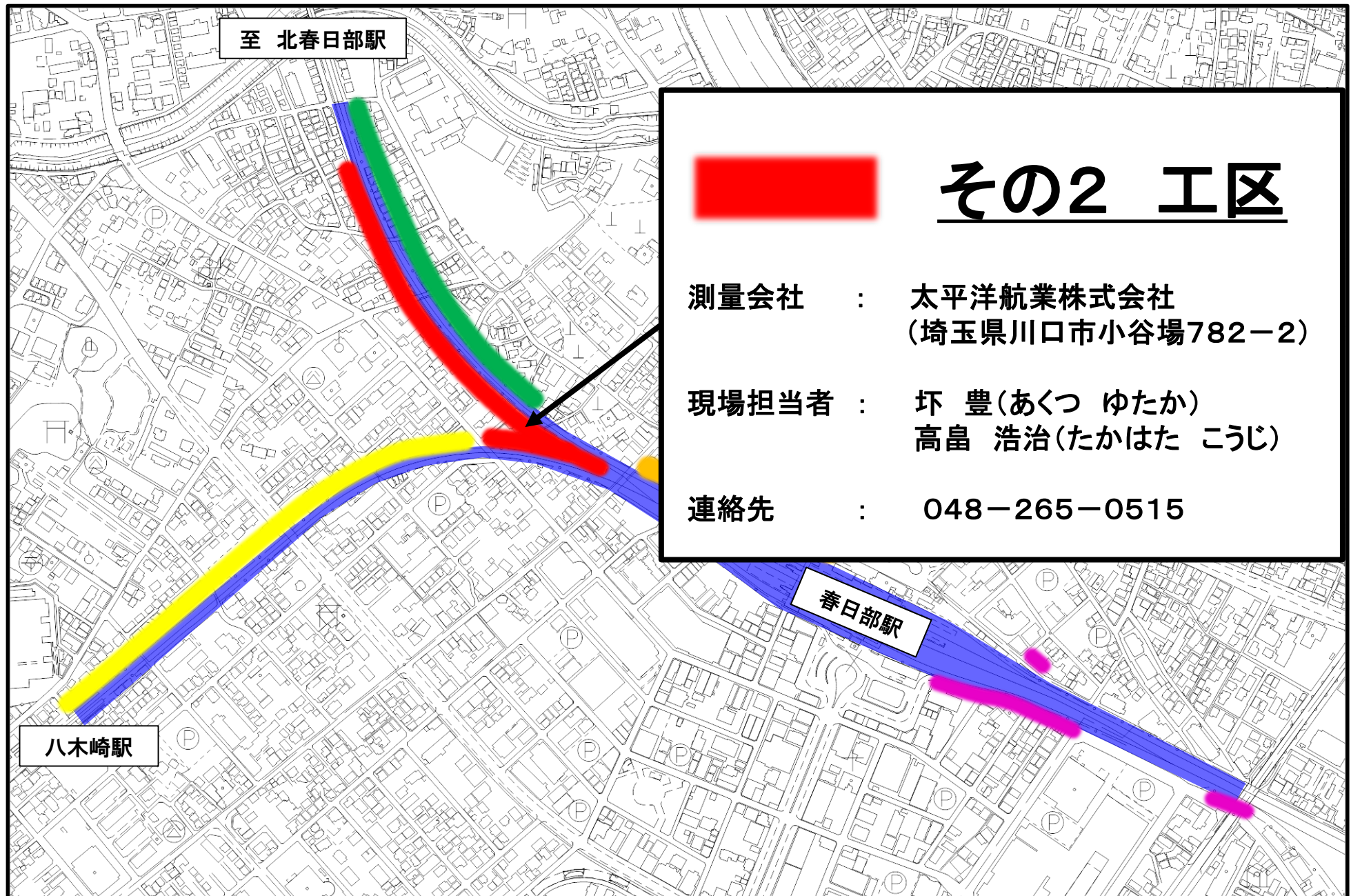
測量の工区分けについて



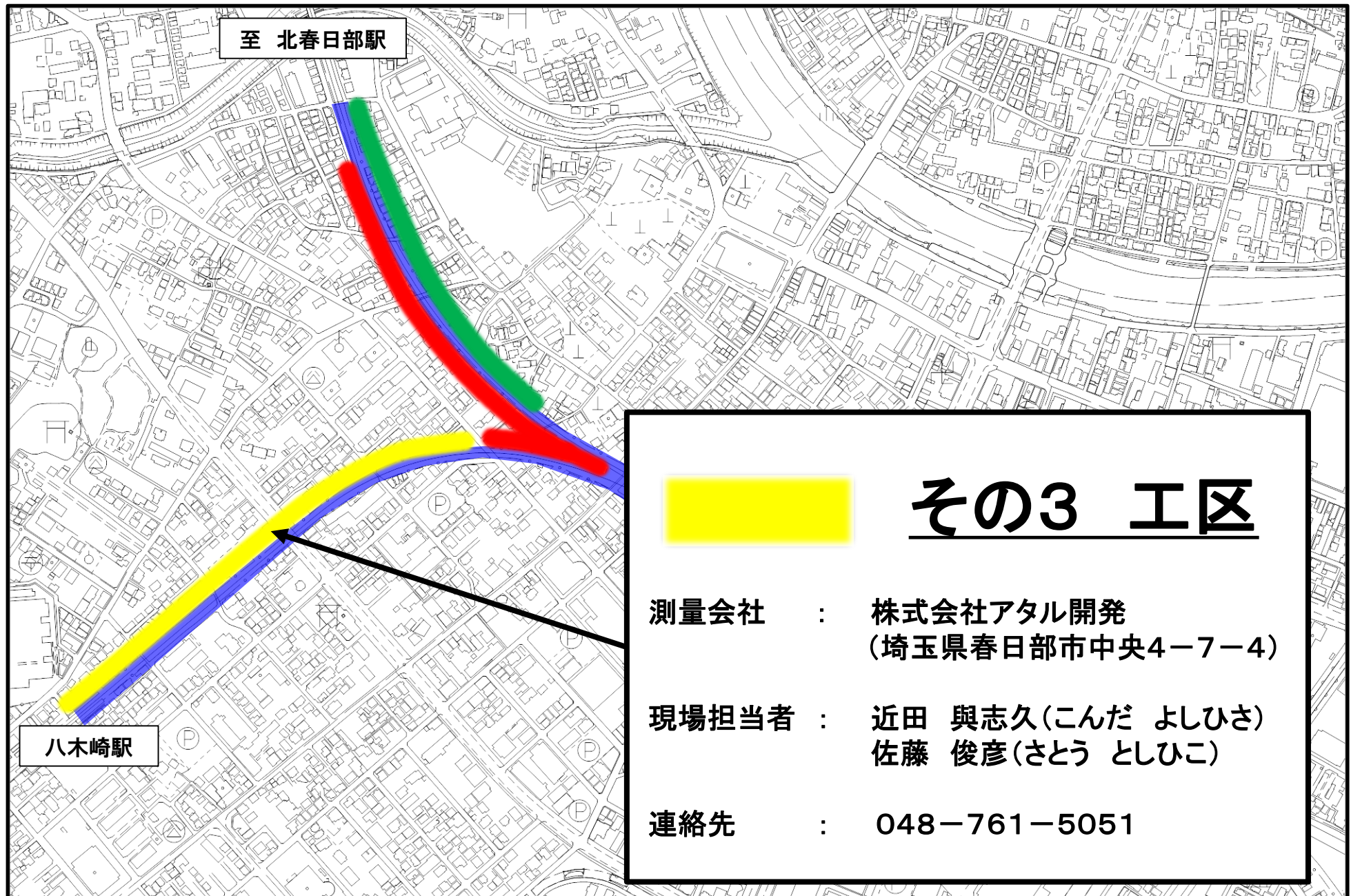
測量の工区分けについて



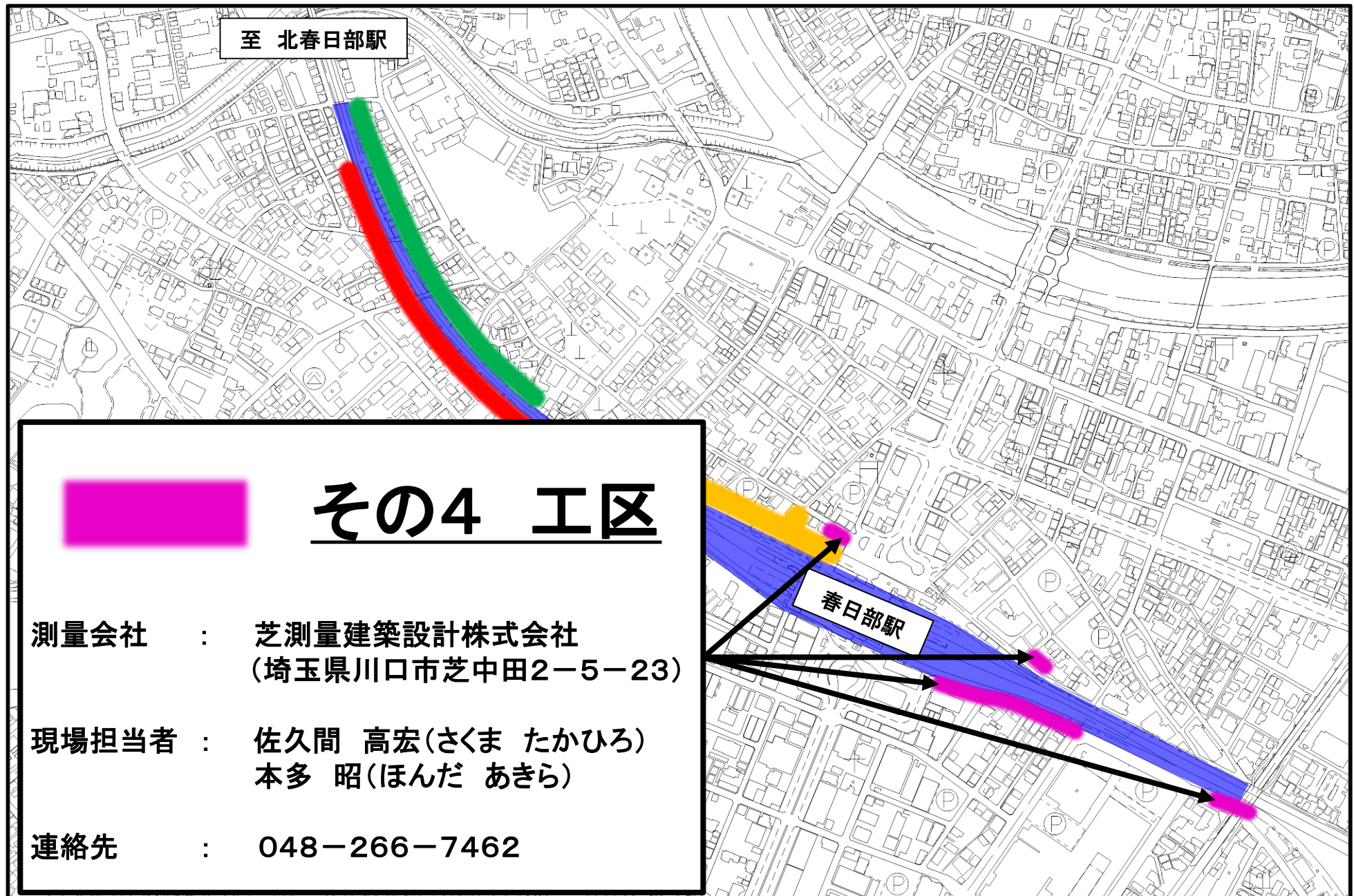
測量の工区分けについて



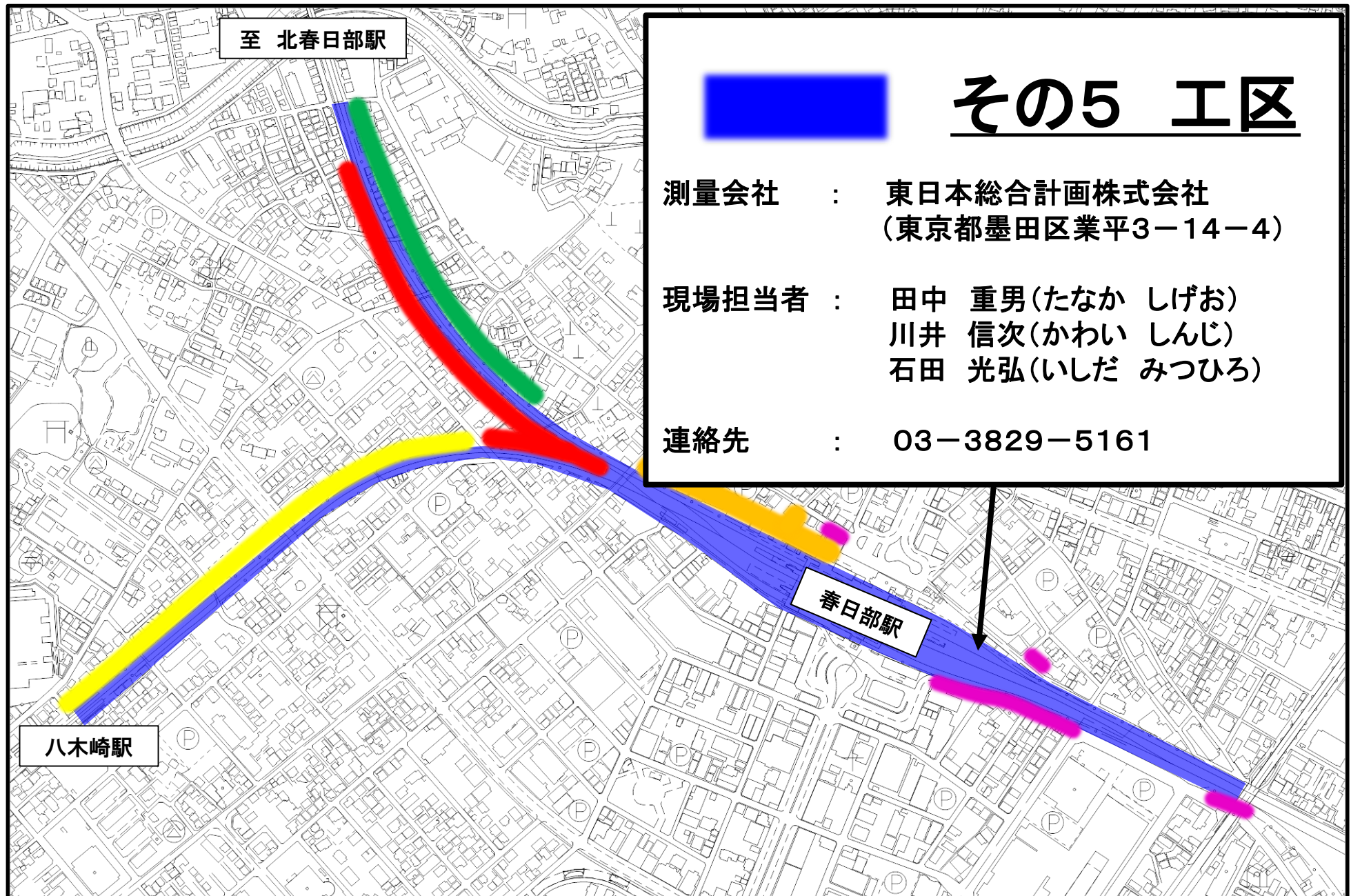
測量の工区分けについて



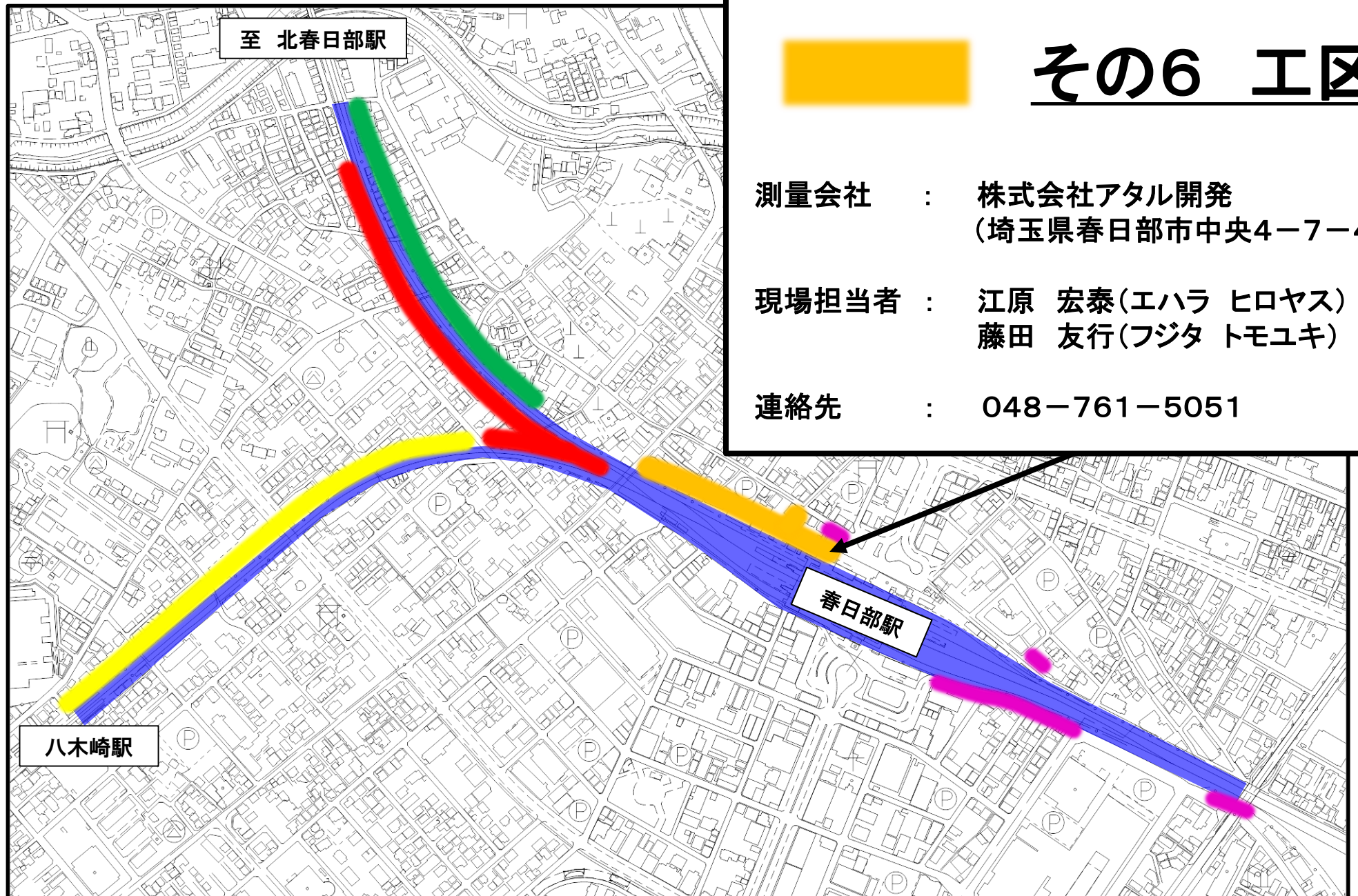
測量の工区分けについて



測量の工区分けについて

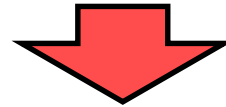


測量の工区分けについて



測量の時期について

現況測量（建物等の位置や形状の把握）
【7月頃～】



境界を確認するための事前調査



境界を確認するための現地立会
【10月頃～】



事業用地としてお譲りいただきたい土地面積、
お貸しいただきたい土地面積の確定

※作業の進捗により、時期は前後することがございます。

土地をお譲りいただく場合の進め方

1. 春日部駅付近連続立体交差事業の概要

2. 測量について

3. 土地をお譲りいただく場合の進め方

4. 今後の事業の進め方

用地補償について

補償のあらまし

～公共事業にご協力していただく皆さまへ～



埼玉県では、県民の皆さまが健康で文化的な生活を営み、安全で安心な生活を送れるよう、道路や河川の整備を進めています。

これらの公共事業を進めるためには、皆さまの御理解と御協力をいただき、貴重な財産である土地をお譲りいただかなくてはなりません。

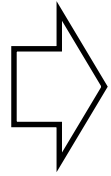
また、この土地に建物や工作物などがある場合には、その移転をお願いしなければならない場合があります。

この「補償のあらまし」は、今後の進め方や補償の概要などの説明をさせていただくものです。

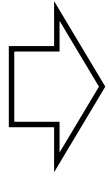
○ 「補償のあらまし」では
主な補償項目及び
概要をまとめています。

用地事務の流れ

1. 説明会



2. 土地の調査・測量



3. 土地評価・建物等の調査



4. 補償金の算定



5. 用地交渉（補償説明）



6. 契約・登記



7. 移転・支払

今後の事業の進め方

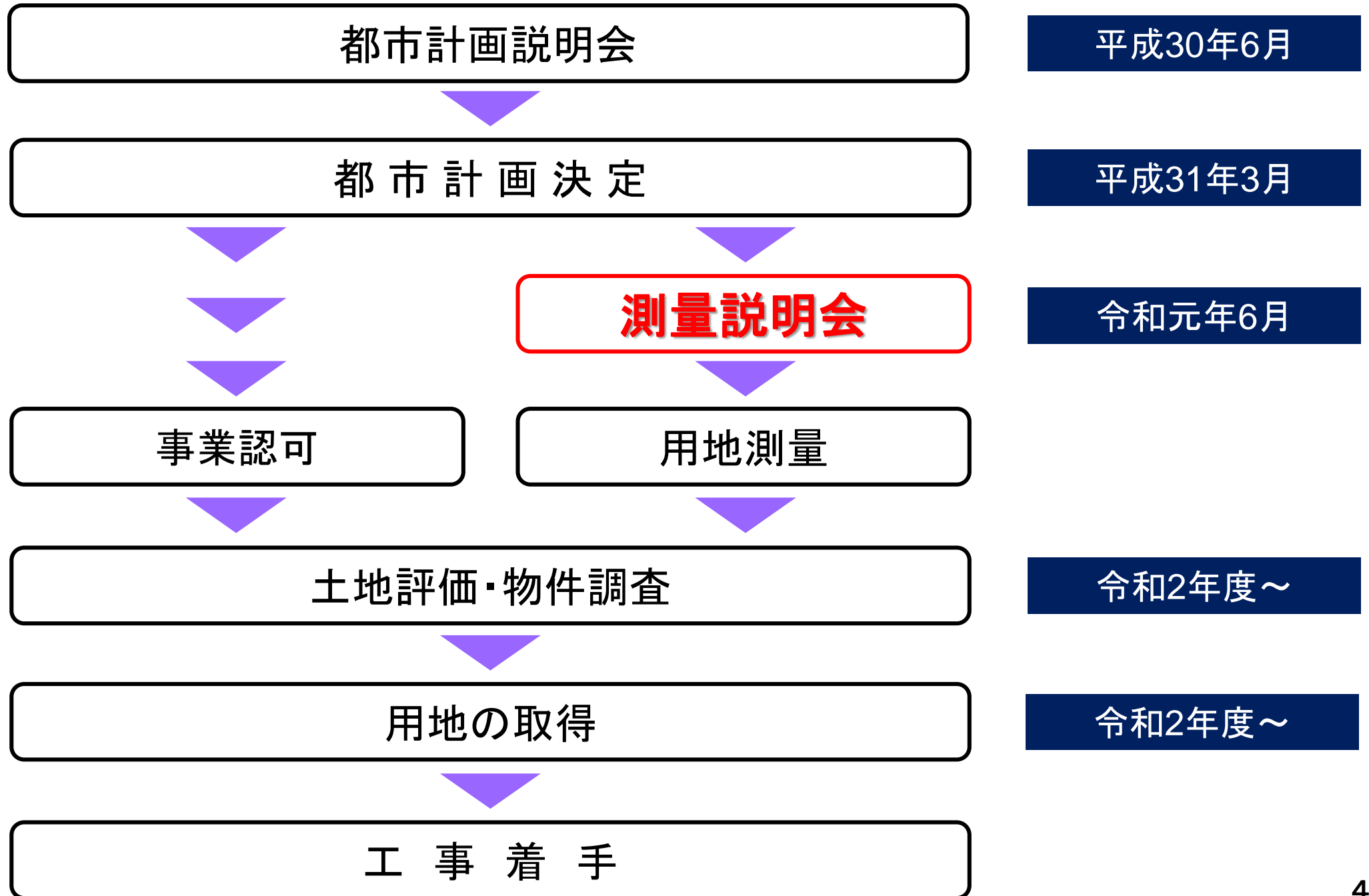
1. 春日部駅付近連続立体交差事業の概要

2. 測量について

3. 土地をお譲りいただく場合の進め方

4. 今後の事業の進め方

今後の事業の進め方



問い合わせ先

●埼玉県 越谷県土整備事務所 鉄道高架担当

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-82

TEL:048-964-5221

●春日部市 都市整備部 鉄道高架整備課

〒344-8577 埼玉県春日部市中央6-2

TEL:048-736-1111

皆様方の御協力を
お願いいたします

埼 玉 県
春 日 部 市
東武鉄道株式会社